

## 1 長泉町行政経営改革プランの策定

少子高齢化による人口減少時代を迎え、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、今後の我が国は、住民に身近な地方公共団体が中心となって住民の負担と選択に基づき、それぞれの地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムに転換していく必要があると言われてしています。

これまでも、各地方公共団体は、行財政改革に積極的に取り組み、地方公務員の総数削減や事務の効率化、指定管理者制度の活用など一定の成果を上げてきましたが、この進捗状況に対する国民の視線は、引き続き厳しいものがあります。

このような状況下、国では平成 16 年 12 月 24 日に「今後の行政改革の方針」を閣議決定し、総務省では地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 5 に基づく助言として平成 17 年 3 月 29 日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定し、平成 17 年度を起点とし 4.6%以上の職員数の純減を含む、おおむね平成 21 年度までの具体的な取り組み内容を明示した市町村計画の策定と公表を求めています。

本町では、これまでも行政改革大綱を策定し、行政改革に積極的に取り組んできたところではありますが、今回、国から示された主要事項に沿った計画の再構築をするものです。

多くの市町村で将来人口が減少する中で、本町は、平成 17 年国勢調査静岡県の人口（速報値）の結果を見てもわかるように、人口増加率が 7.1%と高い率を示し、平成 15 年 12 月に国立社会保障・人口問題研究所がまとめた「日本の市区町村別将来推計人口<sup>注</sup>」でも平成 42 年の将来人口を現在の人口とほぼ同数の約 37,600 人とされ、生産年齢人口（15～64 歳）の割合も大きな変動がないものと予想しています。

これらのことから、多くの市町村が人口減少を見据えた「量の削減」を主とする行政改革の取り組みを行う中で、本町では、行政サービスの「質の転換」に重点を置いた行政改革に取り組むものとし、計画の名称についても、「行政運営を民間企業と同様な経営発想の基に行う」ことを明確にしていくため「長泉町行政経営改革プラン」とします。

注）日本の市区町村別将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所が平成 12 年の国勢調査を踏まえ平成 12 年から平成 42 年までの市区町村別の将来推計人口を公表したもので、この中で本町は、次のように推計されています。